

事業主の皆様へ

安全衛生

雇入れ時等の教育を必ず実施しましょう!

雇ったばかりなのに...



十和田労働基準監督署管内で発生した労働災害のうち、約5人に1人が雇入れから1年未満で被災しています

雇入れ時等の安全衛生教育は、労働者を雇入れたり、作業の内容を変更した際に、実施しなければならない**事業者の責務**です。(労働安全衛生規則第35条)

雇入れ時等の安全衛生教育の内容

機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法に関すること。

職場にどのような機械や危険・有害物があるか、職場ごとに示して下さい。また、使用する機械や有害物による災害事例、作業標準などの資料を用いて教育しましょう。
危険・有害物(爆発物、発火物、酸化物、引火性のものなど)

目詰まりやビックミスなどトラブルの際、思わず手を出した!



安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱い方法に関すること。

職場では、どのような安全装置や有害物抑制装置を使用しなければならないかを手始めに、その性能と取扱い方法を現物に即して教育してください。
安全装置(各種機械の覆い、カバー、インターロック機能、プレス機械安全装置)
有害物抑制装置(局所排気装置など)
職場で必要となる保護具の種類を明示し、特性や取扱い方法を十分に説明したうえで、現物を使って実際に保護具を使用する実習を反復して行ってください。



カバーを開くと停止する構造

作業手順に関すること。

すべての作業者にとって必要となる基本的、共通的な作業を選び、作業手順の具体例を教示してください。作業手順を作成すると、効率的な方法で作業を行うことができるようになるほか、作業のムリ、ムダ、ムラも明らかになります。



ガーゼマスクや防じんマスクでは有毒ガスを防げない
防毒マスク

作業開始時の点検に関すること。

作業開始前点検を行うべきものを職場ごとに説明したうえで、共通的なもの(日常点検事項や共通的な機械など)について、実際に点検してみる実習を行ってください。

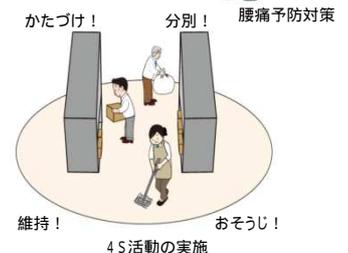
当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関すること。

粉じん作業(じん肺)、有機溶剤業務(有機溶剤中毒)、チェーンソー(振動病)、重量物運搬作業・介護(腰痛)など、職場にどのような有害業務があるか、その業務を行うに当たって、どのような疾病の発生に注意しなければならないか、十分に説明してください。



整理、整頓及び清潔の保持に関すること。

整理、整頓、清掃、清潔の定義を理解させ、4S活動を行いましょう。4Sチェックリストを使って、職場を点検する実習を行ってください。



かたづけ!

分別!

腰痛予防対策

維持!

おそうじ!

4S活動の実施

事故時等における応急措置及び退避に関すること。

非常停止装置の使い方、止血方法など救急措置の方法、退避方法を教育してください。

前各号に掲げるもののほか、当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項。

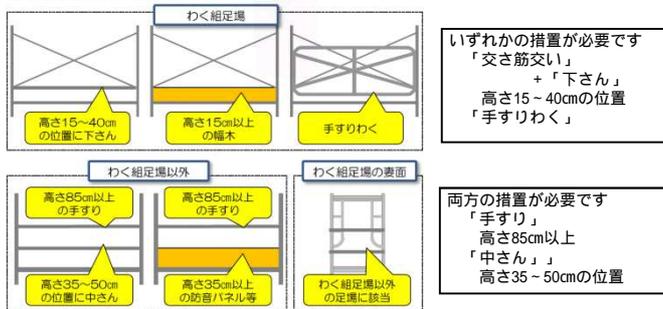
職場で発生した災害事例、冬期に転びやすい場所、転倒防止対策などを教育しましょう。

林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業(物の加工業を含む。)、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業以外の業種では から を省略することもできます。

建設業における労働災害防止対策

建設業においては、墜落・転落災害が最も多く発生し、特に足場、はしご等（はしご、脚立）からの墜落が多く発生しています。

労働安全衛生規則に基づく足場を設置しましょう。



はしごが動かないように固定しましょう。

安全帯、保護帽を使用させましょう。

ドラグ・ショベル（バックホウ）など車両系建設機械との接触等は重篤な災害につながります。立入禁止措置又は誘導者の配置を確実に行いましょう（誘導者とは交通誘導者のことではありません！）

製造業における労働災害防止対策

製造業においては、はさまれ・巻き込まれ災害が最も多く発生しています。

はさまれ・巻き込まれ災害を防止するため、使用する機械に安全ガード（覆い、ふた、囲い）を取り付けましょう。また、清掃を行うとき、異物を取り除くときには必ず機械を停止させてから行いましょう。

機械に非常停止装置が付いているか確認しましょう。



転倒災害を防止するため、床面、階段及び通路はつまずきや滑りの原因となる凸凹や水ぬれ等を取り除きましょう。

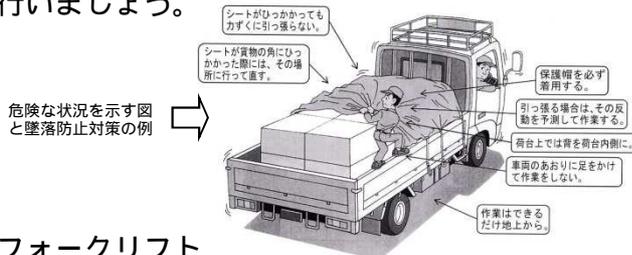
労働者に対する教育の内容は、次のようなものがあります。

- 機械の各部の構造及び機能
- 機械の取扱方法
- 関連機器及び運動する機器の取扱方法
- 作業規程
- 作業開始前点検及び定期点検
- 災害事例
- 関係法令

陸上貨物運送業における労働災害防止対策

陸上貨物運送業においては、墜落・転落災害、はさまれ・巻き込まれ災害が多く発生しています。

荷の取扱い作業における労働災害防止対策を行いましょう。



フォークリフト作業における労働災害を防止しましょう。



- 作業を行う前の管理
- 作業計画の作成及び周知
 - 作業指揮者
 - 資格の確認
 - 点検、定期自主検査
- 作業を行う上での対策
- 接触防止
 - 用途外使用
 - 作業者の服装

「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく安全管理を行いましょう。

腰痛予防対策に係る教育を行いましょう。（陸上貨物運送業・第3次産業共通）

腰痛は物を持ち上げる動作を行うときに多く発生しています。

腰部に負担が掛からないよう動作姿勢には十分注意してください。

- 荷に正しく向き、膝を軽く曲げ、腰を落とし、背筋を伸ばしてしっかり持つこと。
- 床上50cm以下又は胸より高い位置で取り扱わないこと。
- 荷物の重量が55kgを超える荷は2人以上又は台車により取り扱うこと。

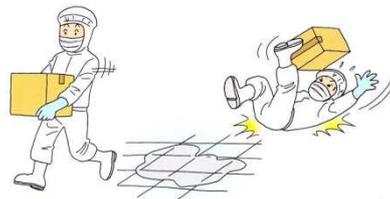


商業・社会福祉施設等第3次産業における労働災害防止対策

商業・社会福祉施設などにおいては、転倒災害が最も多く発生しています。また、腰痛も多く発生している特徴があります。

床面、階段及び通路はつまずきや滑りの原因となる凸凹や水濡れ、ごみが無い状態にしましょう。

段差のある場所には、注意喚起の表示をしましょう



4S活動（整理・整頓、清掃、清潔）を推進し、転倒災害防止対策を講じましょう。

安全衛生管理体制（安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、安全衛生委員会等）を構築しましょう。